

# 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項

山形県教育委員会

## 1 目的

令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となった志願者（下記2(1)～(5)）が、適性検査、作文及び面接を受検できなかった場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

## 2 本実施要項において対象となる者（以下「対象者」という。）

志願している者で、以下のいずれかの理由で、適性検査等を受検できなかった者。

- (1) 令和4年12月31日（土）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある者
- (2) 令和5年1月2日（月）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された者（無症状を含む）
- (3) 令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、適性検査等実施日（以下「検査実施日」という。）も症状軽快（※1）しない者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者（※2）のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状（※3）があり、医師により「みなし陽性」と判断された者
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である者

※1 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

※2 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

※3 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等の症状をいう。

## 3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、

次のとおりとする。

(1) 適性検査等

適性検査、作文及び面接は実施しない。

(2) 選抜の方法

選抜は、山形県立東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。

(3) 定員の取扱い

対象者については、入学定員とは別に合否を判定できるものとする。

#### 4 手続き

(1) 志願者の保護者は、本特例措置の対象者となった場合には、検査実施日（1月7日（土））の前日までに判明している場合は、1月6日（金）15時まで、検査実施日に判明した場合は、集合時刻までに、速やかに山形県立東桜学館中学校に電話で連絡すること。

(2) 志願者の保護者は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式2）を、令和5年1月10日（火）正午まで、山形県立東桜学館中学校長あてに提出すること。その際、上記2の(1)～(5)のいずれかに該当することを証明する書類（医療機関から配布される書類の写し、または本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し）

(3) 山形県立東桜学館中学校長は、(2)の提出を受け、本特例措置の対象者として承認する場合は、高校教育課長に報告の上、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」（別紙様式3）を志願者の保護者あて送付すること。

#### 5 配慮事項

選抜に当たっては、対象者以外の受検者が入学定員を超えて入学許可予定者と判定されないようにすること。

#### 6 選抜結果の通知

選抜結果通知書は、令和5年1月13日（金）に発送する。

#### 7 その他

(1) 本実施要項は、令和5年度入学者選抜にのみ適用する。

(2) 山形県立東桜学館中学校長は、対象者の志願及び選抜結果の状況を、高校教育課長に報告しなければならない。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて更に変更して実施する場合がある。